

奈良県告示第三百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、下市町から吉野三町都市計画その他の処理施設の決定に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

奈良県知事 荒井正吾